



# シニアのひろば



「4月から福祉タクシー料金助成券などを交付します」

## 【対象】

市内在住で平成30年3月31日時点で70歳以上の方

## 【内容】

次の①～④の中から1つを選びます。

①福祉タクシー料金助成券

3000円分×2冊

②福祉回数乗車券 ※バス・電車券

3000円分×2冊

③複合券

計6000円分

福祉タクシー料金助成券、福祉回数乗車券、田原市ぐるりんバス回数券購入助成券の中から2つを選びます。

④元気パス購入助成券

6000円分×1枚

【出張交付をご利用ください】

4月上旬に各市民館で出張交付を行います。詳しくは通知をご覧ください。  
(通知は3月下旬ごろ発送)

外出や通院などにこれらの助成券をぜひ、ご利用ください。

「在宅で介護をしている方に補助券などを交付します」

## ◆家族介護用品購入補助券

次のとおり、対象の方に紙おむつなどの購入に使える補助券を交付します。

※施設入所者を除きます。

※10月以降の申請は補助額が半額になります。

対象	条件	内容
要介護1または2の方を介護している家族	要介護者が医師の診断により失禁が認められ、かつ、介護者と要介護者ともに前年度市民税非課税世帯に属する場合	年間2万円分の介護用品購入補助券を交付
要介護3以上の方を介護している家族	要介護者が要介護3、4または5で、介護者または要介護者が前年度市民税非課税世帯に属する場合	年間4万円分の介護用品購入補助券を交付
	要介護者が要介護4または5、かつ、介護者と要介護者ともに前年度市民税非課税世帯に属する場合	年間7万円分の介護用品購入補助券を交付

## ◆訪問理美容サービス券

### 【対象】

要介護3、4または5と認定された在宅の方で、理髪店や美容院に出向くことが困難な方

### 【内容】

5000円分の訪問理美容券を、年間最大3枚交付

### ◆申請先

高齢福祉課（市役所北庁舎）、赤羽根市民センター、市民生活課（渥美支所）

これらの補助券などの対象になられる方で、必要な方はご利用ください。

### ▼高齢福祉課高齢福祉係

☎23・4654 FAX23・3545

### 平成29年度の制度の変更・廃止など

- ・スポーツクラブ利用料金助成の申請受付は、平成28年度末をもって終了しました。
- ・人によさしい住宅リフォーム補助金は、限度額が1件につき20万円から15万円に変更になりました。